

多治見市と可児市における越境避難に関する協定書

多治見市

可児市

多治見市と可児市における越境避難に関する協定書

多治見市、可児市の両市は、災害が発生または発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、当該両市の避難場所に避難するより隣接する市の避難場所に避難するほうが安全であると認められる地域（以下、「越境避難地域」という。）の住民の一時避難に係る協力の内容等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に越境避難地域の住民が、両市の境界を越えて円滑に避難できるよう必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難元市 越境避難地域が属する市
- （2）避難先市 越境避難地域の住民の一時避難を受け入れる市
- （3）避難施設 越境避難地域の住民の一時避難のために避難先市が予め指定する施設

（避難施設）

第3条 越境避難地域ごとに指定する避難施設は、別表のとおりとする。ただし、指定する避難所への避難が困難な場合には、指定外の避難所への避難も可とする。

（使用の要請）

第4条 避難元市の長は、越境避難地域の住民が避難施設に避難する必要があると認められるときは、避難先市の長に対して避難施設の使用を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、口頭により行うことができる。この場合において、避難元市の長は、速やかに当該要請に係る文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第5条 避難先市の長は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難施設を当該要請に係る越境避難地域の住民が使用することを認めるものとする。

（経費の負担）

第6条 避難施設における相手方市民への救済活動等に要した経費について、避難先市は、避難元市に対し、負担を求めることができる。

2 避難施設の使用に伴い、避難施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等にかかる費用については、両市が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第7条 両市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、両市の防災担当課長とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、両市それぞれ協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名の上、各1通を保有する。

別表（第3条関係）

越境避難地域	避難施設（所在地、避難所の種別）
多治見市姫町地内、大藪町地内、大針町地内、北小木町地内、松坂町地内	姫治公民館（可児市下切1530番地、第一次避難所） 旭小学校（可児市大森2078番地3、第二次避難所）
多治見市希望ヶ丘地内、小名田町地内	桜ヶ丘公民館（可児市皐ヶ丘六丁目1番地1、第一次避難所） 桜ヶ丘小学校（可児市桜ヶ丘五丁目55番地2、第二次避難所） 東可児中学校（可児市皐ヶ丘四丁目71番地、第二次避難所）
可児市松伏地内、今地内	南姫小学校（多治見市大藪町1237番地1）
可児市大森地内	根本小学校（多治見市高根町4丁目6番地5）
可児市桜ヶ丘地内	北陵中学校（多治見市旭ヶ丘10丁目6番地）
可児市久々利柿下入会地内	たじみ陶生苑（多治見市小名田町小滝5番地411、風水害時のみ）

平成29年 7月18日

多治見市
多治見市長

古川 雅典

可児市
可児市長

高田 成輝